

基金だより

2021年
9月発行

2020年度決算をお知らせします

基金の業務概況 ●2020年度決算時の当基金の概況等をお知らせいたします。

加入者数および掛金額

男 子		女 子	合 計
683人		92人	775人
掛 金 額	リスク分担型掛金	176,882千円	
	事務費掛金	32,490千円	

当月分を翌月末納付 納付率100%

年金・一時金の給付状況

		件 数	金 額
老 齢 給 付	年金	325	87,142千円
	一時金	3	13,051千円
脱退一時金		25	12,665千円
遺族一時金		1	5,417千円

老齢年金受給待期者 8人

年金資産の委託先別運用状況

資産運用は金融機関5社に委託しています。

委 託 先		資 産 額	収 益 額	運用利回り
信託銀行	3社	4,635,596千円	563,979千円	13.84%
生命保険（特別勘定）	2社	808,148千円	272,494千円	50.83%
生命保険（一般勘定）		1,312,596千円	23,027千円	1.79%
資産全体	5社	6,756,340千円	859,500千円	14.57%

<参考> 2020年度の市場動向

国内外株式は、上期は経済活動の再開や各国政府の財政政策、金融緩和策を背景に、大幅な上昇となりました。期末にかけては、新型コロナウイルス感染症が再び感染拡大する一方、ワクチン普及への期待感、財政政策や金融政策の継続により、上昇が続きました。一方、国内債券はやや低下基調、外国債券はほぼ横ばいで推移しました。

【市場の収益率】

2021年3月31日現在

		2020年度	2019年度
国 内	債券（NOMURA-BPI）	△0.70%	△0.18%
	株式（TOPIX+配当）	42.13%	△9.50%
外 国	債券（FTSE WGBI、円換算後）	5.43%	4.37%
	株式（MSCI kokusai、円換算後）	59.79%	△12.42%

年金資産の構成割合

各投資先に資産を配分して、リスクを分散しながら運用しています。

（単位：千円、％）

	グローバル債券	国内株式	外国株式	一般勘定	短期資産	その他資産	資産合計
時価総額	1,193,280	1,055,349	977,546	1,312,596	43,408	2,174,161	6,756,340
構成割合	17.66	15.62	14.47	19.43	0.64	32.18	100.00

2020年度

基金決算のお知らせ

2021年7月16日に開催されました当基金代議員会において、当基金の2020年度の決算が承認されましたので、その概要をお知らせいたします。

年金経理

年金の給付や掛金の受け入れ、年金資産の管理運用などを行う経理です。

損益計算書 (2020年4月1日～2021年3月31日)

(千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
1. 経常収支		1. 経常収支	
給付費	113,181	掛金等収入	176,604
移換金	0	運用収益	859,500
運用報酬等	33,965		
業務委託費	4,070		
運用損失	0		
2. 特別収支		2. 特別収支	
	0		0
3. 負債の変動		3. 負債の変動	
責任準備金増加額	884,888	責任準備金減少額	0
4. 基本金		4. 基本金	
当年度剰余金	0	別途積立金取崩額	0
計	1,036,104	計	1,036,104

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
1. 純資産		1. 純資産	
流動資産	28,749	流動負債	0
(預貯金)	(14,401)	支払備金	15,136
(未収掛金)	(14,348)	(未払給付費)	(15,136)
固定資産	6,756,340		
(信託資産)	(4,635,596)		
(保険資産)	(2,120,744)		
2. 負債		2. 負債	
	0	責任準備金	6,769,953
3. 基本金		3. 基本金	
当年度不足金	0	当年度剰余金	0
計	6,785,089	計	6,785,089

業務経理

基金を運営するための経費を処理する会計です。

損益計算書 (2020年4月1日～2021年3月31日)

(千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
事務費	19,455	掛金収入	32,439
業務委託費等*	8,740	雑収入	1
繰入金	0	当年度不足金	0
雑支出	340		
当年度剰余金	3,905		
計	32,440	計	32,440

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	27,332	流動負債	0
(現金・預貯金)	(24,697)	固定負債	0
(未収事務費掛金)	(2,635)	繰越剰余金	23,427
固定資産	0	当年度剰余金	3,905
当年度不足金	0		
計	27,332	計	27,332

*業務委託費等：確定給付企業年金事務委託費（年金経理より移換）が計上されています。

*当年度剰余金3,905千円は、2021年度繰越剰余金に充てられることが、当代議員会で承認されました。

財政の検証状況

リスク分担型企業年金制度では、通常の予測を超えて将来発生するリスク（財政悪化相当リスク）に備えて、会社が通常の掛金に上乗せするかたちで、リスク対応掛金を拠出します。

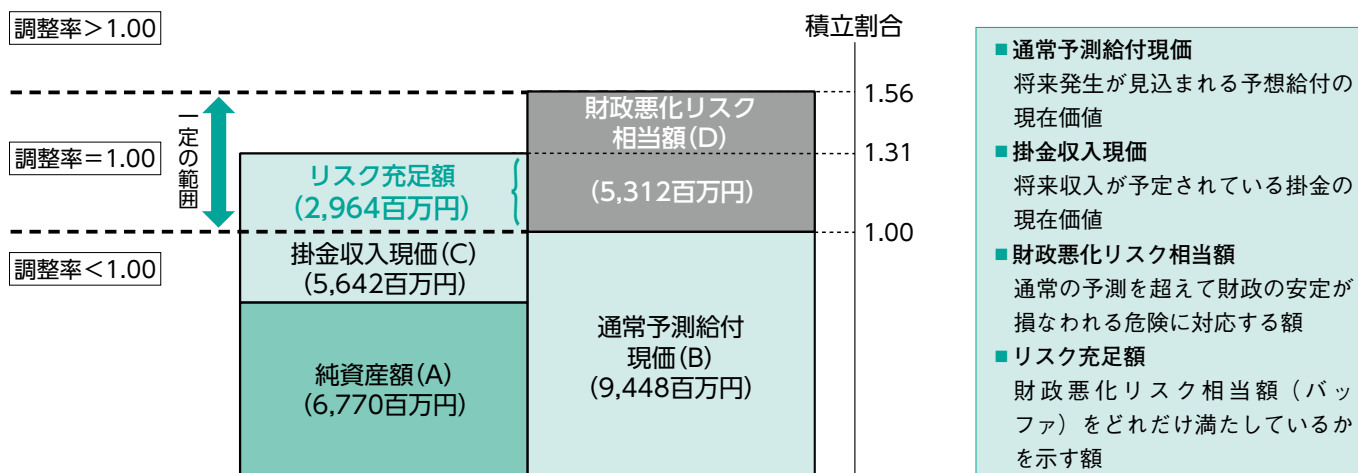
一方で、一定の範囲を超える積立金額の増減に対しては、給付額を増減することで財政の均衡を図ります。

従って、毎年3月末に行う財政計算・財政検証の目的は、「給付調整の要否の確認」となります。

積立状況が一定の範囲に収まっていなければ、(翌々年度の)給付が「調整率」を乗じることにより調整されます。

・積立状況が一定の範囲を超えて良い場合：(翌々年度の)給付を増額 ➡ 調整率 = $(C + A - D) \div B > 1.00$

・積立状況が一定の範囲を超えて悪い場合：(翌々年度の)給付を減額 ➡ 調整率 = $(C + A) \div B < 1.00$



良好な運用実績により今回の決算では、積立割合 $\frac{\text{純資産額(A)} + \text{掛金収入現価(C)}}{\text{通常予測給付現価(B)}} = 1.31$ となりました。

時価ベース利回り（年13.98%）が予定利率（年2.50%）を上回ったことによる利差益（746百万円）等が発生しましたが、それでもなお「財政均衡」の状態にあり、調整率は1.00となるため（2022年度の）給付調整はありません。

その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項（2021年7月16日代議員会報告事項）

1. 各代議員任期満了による改選について

8月29日付で全代議員が2年間の任期満了となり、互選議員選挙、選定代議員選出、役員選挙を実施する。

2. 年金資産運用概況等について

年度末資産運用状況および直近（6月末時点）運用実績の報告。

資産運用委員会の議事概要について

2020年度下期の委員会議事概要は以下のとおりです。

<内容> 11月 一部生保会社による「生保一般勘定の保証利率引き下げ」問題の報告と2020年10月末までの資産運用状況の報告

1月 2020年度第3四半期までの資産運用状況の報告と一部債券ファンドの解約及び新規ファンド採用について

新体制発足(2021年8月)：基金の代議員の紹介

選定代議員	役職	互選代議員	役職
長谷川 伸 一	理 事 長	沢 田 哲 也	理 事
齋 藤 孝 嘉	理事長代理	神 田 正 晃	理 事
小 川 一 美	常務理事兼 運用執行理事	荒 井 健 次	理 事
雨 宮 龍太郎	監 事	道 下 竜 生	監 事
丸 山 尚 之		中 島 輝 郎	
丸 峯 憲 治		佐 藤 陽 輔*	
吉 田 龍		坂 崎 孝 之	

選定7名、互選7名、計14名／任期：2023年8月29日まで

※佐藤 陽輔さん（日本金属福島）は新任、他は再任

8月30日付で代議員・役員の改選があり、当基金代議員体制に異動がありましたので紹介いたします。

○選定代議員：各事業主において協議のうえ、事業主（その代理人含む）及び使用されるものから選定する。

○互選代議員：加入者において互選する。

○理事会：代議員より選出された理事6名（選定、互選各3名）で構成、理事長は選定理事から選出される。

○監事：基金の業務の監査を行う（選定、互選各1名）。



年金ハッシュタグ

#標準報酬月額

昨年10月から厚生年金の「標準報酬月額」の上限が62万円から65万円に変更されています。

標準報酬月額とは簡単に言えば毎月の給料のことです。

確かに、給料が上限以上の人は保険料が上がりましたが、上限未満の人の保険料は変わりません。

今回は、この標準報酬月額とは何かを見てみます。

標準報酬月額は保険料や年金額の計算の基準となるもの

厚生年金に加入している会社員は、毎月の給料と賞与（ボーナス）の額に応じて厚生年金の保険料を納めています。その際、個人ごとの給料に応じて保険料を計算するのは手間がかかります。そこで、給料を一定の幅で区分（**#報酬月額**と言います）したうえで、それぞれの等級にあてはめたものを標準報酬月額として計算します。たとえば、報酬月額が29万円以上31万円未満の人の標準報酬月額は30万円（19級）で、この30万円に一律の**#保険料率18.3%**を掛けて保険料が決まります。ただし、会社と本人で折半するため、個人が納める保険料は $[30万円 \times 9.15\% = 2万7,450円]$ になります。

今回の見直しは、62万円（31級）だった上限を65万円（32級）にしたものです（それぞれの報酬

月額と保険料は下表を参照）。

標準報酬月額は将来の年金額の計算でも使われます。65歳前に受ける**#特別支給の老齢厚生年金**の報酬比例部分、65歳から受ける**#老齢厚生年金**は、 $[平均標準報酬月額 \times 一定の率 \times 加入期間]$ で計算します。**#平均標準報酬月額**は加入期間中の標準報酬月額を平均したものです（過去の低かった標準報酬月額は、年金を受ける時点の賃金水準に見直されます）。

給料が高い人は納める保険料が多い分、受けとる年金額も多くなるしくみなのです。

#健康保険の保険料も厚生年金と同じく標準報酬月額を使いますが、等級が1級（5万8,000円）から50級（139万円）になっています。

被保険者全体の平均標準報酬月額の約2倍が上限

今回、なぜ標準報酬月額の上限が見直されたのでしょうか。それは、上限は「全厚生年金被保険者の平均標準報酬月額のおおむね2倍となるように設定する」との規定があるためです。平成28年以降（各年3月末時点）の全被保険者の平均標準報酬月額を見ると、平成28年：31万9,721円、平成29年：31万8,656円、平成30年：32万100円、平成31年：32万2,404円となっており、2倍にすると、いずれも62万円を上回っていました。

上限については、過去にも平成元年12月から50万円と53万円の2等級、平成6年11月から56万円

と59万円の2等級、平成12年10月から62万円の1等級が追加されてきました。

●厚生年金の標準報酬月額の上限

〔令和2年9月まで〕

等級	標準報酬月額	報酬月額	本人負担保険料
31	620,000円	605,000円以上	56,730円

〔令和2年10月から〕

等級	標準報酬月額	報酬月額	本人負担保険料
31	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	56,730円
32	650,000円	635,000円以上	59,475円

※本人負担保険料は〔標準報酬月額 $\times$ 9.15%〕で計算しています。



NEWS CLIP

気になるニュースをピックアップ！

コロナ疲れを「感じる・やや感じる」人は7割を超える結果に

内閣府が公表した「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」結果によると、コロナ疲れを「感じる」人は33.7%、「やや感じる」人は37.9%となり、合わせて7割以上の人がコロナ疲れを感じていることがわかりました。

自身のコロナ対策のきっかけとして重視する情報等については「感染者数の増加」と答えた人が56.9%と最も多く、次いで「病床のひっ迫」が35.5%、「医療関係者からの呼びかけ」が25.3%、「死

亡者数の増加」が23.1%などとなった一方、「呼びかけや情報からコロナ対策を強化したことはない」が14.3%となりました。

コロナ対策で重視する情報媒体は、「民放（テレビ）」と回答した人が52.3%、「NHK（テレビ）」が37.1%、「新聞」が21.3%、「SNS」が21.2%となり、新聞とSNSは大差ない結果となりました。一方で、「重視している情報媒体はない」と答えた人も11.6%いたことがわかりました。

雇用保険の基本手当日額が変更されました

雇用保険の失業給付（基本手当）は、労働者が離職しても生活を心配することなく安心して再就職活動ができるように支給されるものです。

基本手当の1日当たりの金額（基本手当日額）は、離職する直前の6ヵ月に支払われた賃金から算出される賃金日額に基づいて算定し、年齢区分ごとにその上限が定められています（表参照）。

今回の変更は、令和2年度の平均給与額が令和元年度に比べて約1.22%下落したことに伴うものです。

また、高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額も8月1日以降、36万5,055円から36万584円に引き下げられました。

●基本手当日額（令和3年8月1日～令和4年7月31日）

最高額	60歳以上65歳未満	7,096円
	45歳以上60歳未満	8,265円
	30歳以上45歳未満	7,510円
	30歳未満	6,760円
最低額	—	2,061円

自己都合退職の失業手当の給付制限期間が3ヵ月から2ヵ月に短縮されました

会社を退職し、失業中でも安心して新しい仕事を探し、再就職までの生活を支援する雇用保険の失業手当（基本手当）は、退職した理由によって受け始めるタイミングが異なります。倒産やリストラなどの理由で退職した場合には、基本手当の受給が認められてから7日間の待期間が過ぎれば受給できます。

一方、自己都合退職の場合は、待期間終了後、3ヵ月の給付制限期間があり、この期間が過ぎてから受給することになっていました。昨年10月1日からは、転

職を試みる労働者が安心して再就職活動を行うことができるよう支援する観点から、給付制限期間が2ヵ月に短縮されました。

ただし、給付制限期間が2ヵ月になるのは、5年間のうち2回までとなります。また、刑法に違反し処罰を受けて解雇となった場合や、事業主に損害を与えて解雇となった場合など「自己の責めに帰すべき重大な理由」で退職した人の給付制限期間は、これまでどおり3ヵ月のままとなります。